

議案第64号

朝来市特別会計設置条例の一部を改正する条例制定について
朝来市特別会計設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年11月28日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

令和元年度末をもって、住宅資金貸付事業特別会計を廃止することに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市特別会計設置条例の一部を改正する条例

朝来市特別会計設置条例（平成17年朝来市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（朝来市特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例による改正前の朝来市特別会計設置条例の規定による住宅資金貸付事業特別会計（次項において「住宅資金貸付事業特別会計」という。）の令和元年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、住宅資金貸付事業特別会計に属する剰余金、債権、債務及びその他の資産は、一般会計に帰属するものとする。

議案第 64 号資料

朝来市特別会計設置条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる事業の円滑な運営と経理の適正を図るために設置する。</p> <p>(1) <u>住宅資金貸付事業特別会計</u> <u>住宅資金貸付事業</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険特別会計</u> <u>国民健康保険事業</u></p> <p>(3) <u>宅地開発事業特別会計</u> <u>宅地開発事業</u></p> <p>(4) <u>休日診療所特別会計</u> <u>休日診療所事業</u></p> <p>(5) <u>介護保険特別会計</u> <u>介護保険事業</u></p> <p>(6) <u>後期高齢者医療特別会計</u> <u>後期高齢者医療事業</u></p> <p>(7) <u>財産区特別会計</u> <u>財産区の運営事業</u></p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる事業の円滑な運営と経理の適正を図るために設置する。</p> <p>(1) <u>国民健康保険特別会計</u> <u>国民健康保険事業</u></p> <p>(2) <u>宅地開発事業特別会計</u> <u>宅地開発事業</u></p> <p>(3) <u>休日診療所特別会計</u> <u>休日診療所事業</u></p> <p>(4) <u>介護保険特別会計</u> <u>介護保険事業</u></p> <p>(5) <u>後期高齢者医療特別会計</u> <u>後期高齢者医療事業</u></p> <p>(6) <u>財産区特別会計</u> <u>財産区の運営事業</u></p>